

## 第3章

## 商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、経済社会や商取引を取り巻く環境が目まぐるしく変化することにより、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応し、適切な商標の保護や制度利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、1.商標の早期権利化ニーズに応えるための制度、2.商標審査基準及び審査便覧の改訂、3.商品・役務の分類に関する取組、4.商標の国際登録制度に関する取組、5.地域団体商標に関する取組、6.商標審査の品質管理について紹介する。

## 1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

近年の商標登録出願の急増に伴い、審査期間が長期化している(第1部第1章4. (1)参照)。審査期間の長期化は商標権取得の遅れにつながり、円滑な事業活動に支障をきたすおそれや、模倣品対策に遅れを生じさせるおそれがある。

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるため、商標審査体制の強化・効率化に取り組み、また、一定の要件を満たす出願について通常よりも早期に審査を実施すべく、商標早期審査、ファストトラック審査を実施している。

### (1) 審査体制の強化・効率化

商標出願の増加による審査待ち案件を削減し、審査期間の長期化の解消を早期に図るため、審査体制の強化及び効率化に資する取組を行っている。

審査体制の強化の面では、商標審査に求められる専門知識・経験を有する有用な人材を、任期を限って民間から登用することとし、2020年度は10名の任期付職員(任期は採用日から5年間)を採用した。

審査効率化の面では、民間調査者が有する商標登録出願に関する調査能力及びその活用可能性を実証するため、「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」を開始し、民間調査者が作成した調査報告書を利用することによる商標審査の効率化に関する検証を実施している。

### (2) ファストトラック審査

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるための施策として、「ファストトラック審査」の試行を行っている<sup>1</sup>。これは、次の要件を満たした出願について、通常よりも早く審査するという試みである。

〔要件1〕出願時に、次のいずれかに掲載されている商品・役務のみを指定している出願。

- ①類似商品・役務審査基準
- ②商標法施行規則の別表
- ③商品・サービス国際分類表

〔要件2〕審査着手前に、指定商品・指定役務に関する自発的な補正が行われていない出願。

<sup>1</sup> ファストトラック審査の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。  
[https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo\\_fast.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html)



対象となる案件は特許庁で機械的に抽出を行うため、申請手続及び手数料は不要となる。

指定商品・指定役務の記載に問題がないことが明らかな出願について、通常より早く審査を行うという形で優遇することにより、明確な指定商品・指定役務による出願が増え、審査負担の軽減につながることを期待される。

ファストトラック審査については、2018年10月1日以降、対象案件について通常より約2か月早く審査を行う運用を試行してきたが、2020年2月の出願からは、出願から約6か月で審査を行う運用に変更した(2-3-1図)。

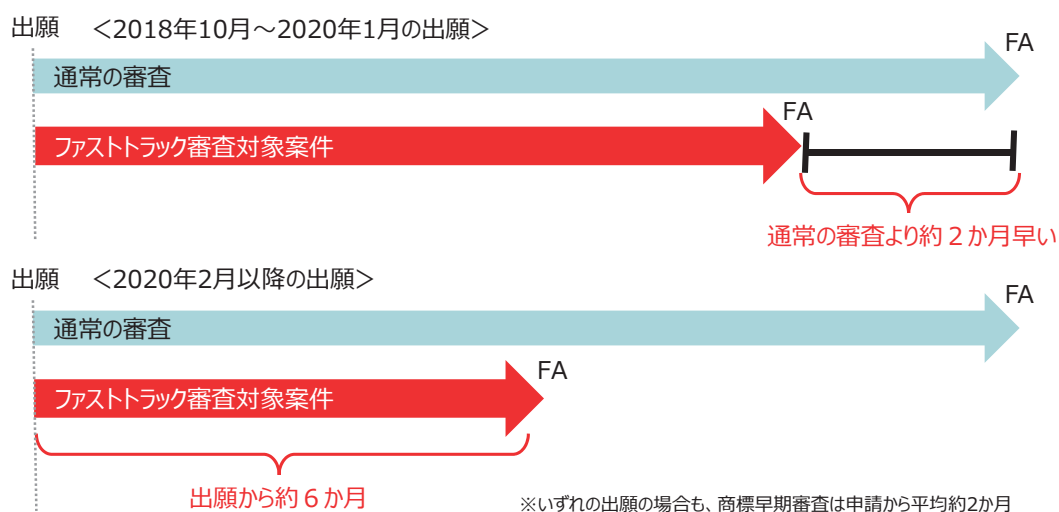
これによって、ファストトラックの対象となった出願人は、通常出願の審査期間によらず一次審査通知までの期間が予測できるため、事業計画が立てやすくなる効果が期待される。

### (3) 商標早期審査

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う商標早期審査を実施している<sup>1</sup>。

商標早期審査は、「出願商標を既に使用していること」<sup>2</sup>を共通の条件とする3つの要件(2-3-2図)のいずれかに該当する出願が対象となり、対象として選定されれば、申請から平均2か月ほどで最初の審査結果が通知される。

2-3-1 図【審査期間のイメージ】

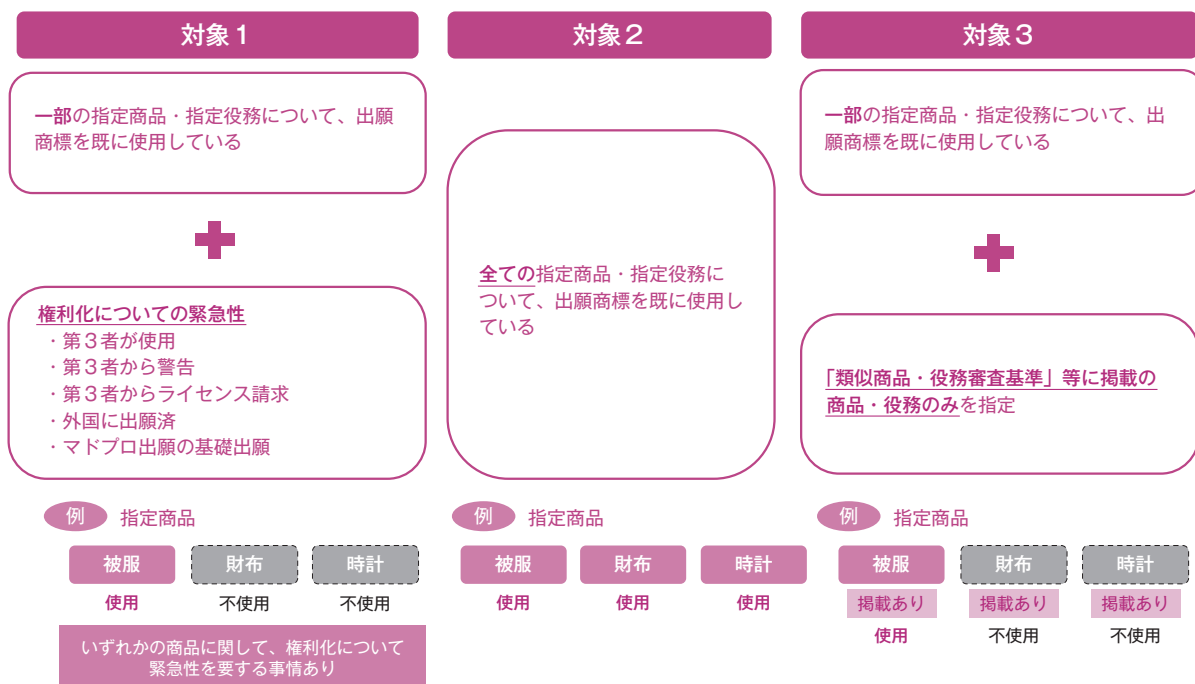


1 商標早期審査の制度や手続の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。  
商標早期審査・早期審理の概要 <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

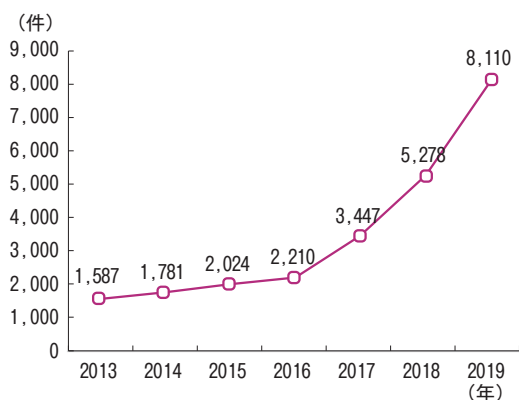
2 使用の準備を相当程度進めている場合も含まれる。



2-3-2 図【早期審査の対象となる出願】

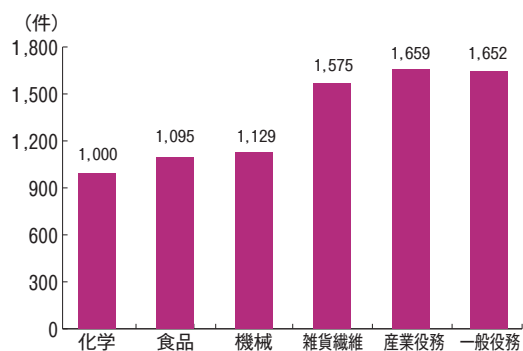


2-3-3 図【早期審査の申請件数の推移】



(備考) 早期審査の申請件数は、「早期審査に関する事情説明書」が提出された出願の件数である。

2-3-4 図【産業分野別申請件数（2019年）】



(備考) 産業分野は、商品・サービスの国際分類を以下のとおり6つの分野に分けたものである。

化学：1類～5類 食品：29類～33類 機械：6類～13類、19類

雑貨繊維：14類～18類、20類～28類、34類

産業役務：35類～40類、一般役務：41類～45類

## 2. 商標審査基準及び審査便覧の改訂

### (1) 2019年度商標審査基準及び審査便覧の改訂

2019年度は、ユーザーの利便性向上及び権利範囲の明確化の観点から、企業が店舗の外観・内装や複雑な物品の形状をより適切に保護することができるよう、立体商標を出願する際の願書への記載方法についての見直しを行い(商標法施行規則の改正)、それを踏まえて商標審査基準において立体商標に関する商標法第3条、第4条及び第5条等の改訂を行った。上記の審査基準の改訂を受けて、商標審査便覧においても、主として立体商標に関する事項の改訂を行った。

### (2) 改訂の概要

#### ① 商標審査基準について

(ア) 現行審査基準の立体商標の項を論点ごとに整理するとともに、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加した(商標法第3条第1項柱書)。

(イ) 商品等の形状からなる立体商標の識別力の審査について、商標審査便覧に記載されている判断基準を追記した。また、建築、不動産等を指定役務とする場合に、立体商標の形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは識別力無しとする判断について、建築物の形状に「内装」の形状を含むことを追記した(商標法第3条第1項第3号)。

商標法第3条第1項第3号に該当しない店舗等の形状からなる立体商標についても、上記3号と同様の趣旨から必要な修正を行った(商標法第3条第1項第6号)。

(ウ) 立体商標における出願商標と使用商標との同一性判断において、商標を構成しない部分を考慮しないことを追記した(商標法第3条第2項)。

(エ) 立体商標の類否判断において、商標を構成

しない部分を除いて、商標全体として考察すること、及び位置商標との類否関係を追記した(商標法第4条第1項第11号)。

(オ) 出願時に著名となっている、他人の建築物の「内装」の形状及び建築物に該当しない店舗等の形状は、出所の混同を生じるものと判断することを追記した(商標法第4条第1項第15号)。

(カ) 商標の詳細な説明の記載による立体商標の特定の考え方について、新しいタイプの商標に準じて整理し、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加した(商標法第5条第5項)。

(キ) 立体商標の要旨変更について、新しいタイプの商標に準じて整理した(商標法第16条の2)。

#### ② 商標審査便覧について

主として以下の改訂を行った。

(ア) 「立体商標の願書への記載について(49.01)」の新設

審査便覧41.100.02の内容を見直し、立体商標に係る出願手続等に関する規定を追記し、番号を変えて新設した。

(イ) 「立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて(49.02)」の新設

審査便覧41.103.04の内容を見直し、店舗等の外観・内装に係る例や説明を追記し、番号を変えて新設した。

(ウ) 「店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標の類否判断について(49.03)」の新設

店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標について、類否判断の考え方や類似又は非類似と判断される例などを掲載した。

### 3. 商品・役務の分類に関する取組

#### (1) ニース協定に基づく国際分類の変更に 関する取組

##### ①ニース協定とは

「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定(ニース協定)」は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類(国際分類)を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し<sup>1</sup>、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系として使用している。

ニース協定の加盟国は、2020年4月現在88の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の国及びWIPO、EUIPO等の政府間機関により使用されている。

##### ②ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門家委員会<sup>2</sup>が行っており、a. 類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」<sup>3</sup>と、b. 注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」<sup>4</sup>がある。

2020年1月1日発効の国際分類第11－2020版は、2019年5月にWIPOで開催された、専門家委員会第29回会合において決定された「その他の変更」を反映したものである。

#### 【国際分類第11－2020版における主な追加】<sup>5</sup>

第3類「脱脂綿に浸み込ませた化粧落とし

剤」(cotton wool impregnated with make-up removing preparations)

第30類「昆布茶」(kelp tea)

第36類「インターネットを介して行う事業プロジェクトの資金調達を目的とする出資・融資の募集・仲介・取次(クラウドファンディング)」(crowdfunding)

#### (2) WIPO・Madrid Goods & Services Manager(MGS)における協力

「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願においてWIPOで認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

特許庁は、これまでWIPOに対し、MGSに掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報に加え、我が国が用いている類似群コード情報についても提供してきた。

我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、我が国が採用する類似群コードを使用してWIPO及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になっている。

#### (3) 日韓両庁の協力プロジェクト：日韓類似群コード対応表の作成・公表

##### ①日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできない(商標法第4条第1項第11号)。

特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された

<sup>1</sup> 当時は国際分類を副次的な体系(標章の登録に関する公文書及び公の出版物(例：商標公報、商標登録原簿)に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。)として使用していた。

<sup>2</sup> 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。

<sup>3</sup> 5年に1度の版の更新時に反映される。次回は2022年発効予定の第12版に反映予定。

<sup>4</sup> 毎年発効する新追加版に反映される。

<sup>5</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai\\_bunrui/kokusai\\_bunrui\\_11-2020.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_11-2020.html)





商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約6,300件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングしたものであり、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる5桁の共通コードである「類似群コード」が付されている。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則として互いに類似する商品又は役務と推定される。

## ②日韓類似群コード対応表の作成・公表について

日本国特許庁と韓国特許庁は、両庁の合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」（以下「対応表」という。）を作成する協力プロジェクトを推進している。

日本国特許庁は、2019年9月、ニース国際分類[第11-2019版]・IDリスト・MGSに対応した対応表を作成し、日本国特許庁のウェブサイトにおいて公表した<sup>1</sup>。

対応表を活用することにより、我が国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

## (4)日台類似群コード対応表の作成・公表

（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用されている類似群コードの対応関係を示す一覧表「日台類似群コード対応表」を2019年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2020年1月、ニース国際分類[第11-2020版]に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した<sup>2</sup>。

1 [https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo\\_kipo\\_tougou\\_j\\_1909.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_kipo_tougou_j_1909.html)

2 [https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo\\_tipo\\_ruiji2020.html](https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_tipo_ruiji2020.html)



## 4. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度<sup>1</sup>に関する取組

### (1) 未加盟国等への加盟支援及び周知活動

2020年3月14日、我が国が「マドリッド協定議定書」に加盟して20周年を迎えた。特許庁は、これまで、国内における商標の国際登録制度の普及のほか、WIPOとも連携して、ASEAN各国の加盟の促進及び加盟国の制度運営の円滑化に貢献

している。2019年度も以下の取組を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えるとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

- 2019年 7月 未加盟国を中心とする招へい研修「マドリッド協定議定書加盟支援コース」(バングラデシュ、ブラジル、チリ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、ペルー、スリランカ、ジンバブエ)  
 9月 加盟国タイへ特許庁職員を派遣しマドリッド制度実務研修を実施  
 11月 加盟国を中心とする招へい研修「商標実体審査コース」(インド、マレーシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ブラジル、チリ、ペルー、サウジアラビア、カメルーン、エジプト)  
 2020年 2月 マドブローリジョナル会合へ特許庁職員を派遣し講義を実施(加盟国(アフガニスタン、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、シンガポール、タイ、ベトナム)、未加盟国(バングラデシュ、ミャンマー、パキスタン、パプアニューギニア、スリランカ)及びWIPO等が参加。マレーシアで開催。)

### (2) 国内における周知活動

2019年11、12月に、特許庁主催の知的財産権制度説明会(実務者向け)において「商標の国際登録制度(マドリッド制度)について(手続編)ー国際登録願書(MM2)の書き方と、その後の手続についてー」と題した説明を東京、大阪、名古屋、福岡の4都市で実施し、本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、制度の概要やWIPO国際事務局に対する手続についての説明を行った。同説明会においては、国際登録制度の

出願実務を理解するためのテキストを配布した<sup>2</sup>。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した<sup>3</sup>。



パンフレット  
「商標の国際登録  
制度活用ガイド」



商標実体審査コース (2019年11月)

<sup>1</sup> 国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

<sup>2</sup> <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tetuzuki/madopro-jitsumu-text.html>

<sup>3</sup> <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html>



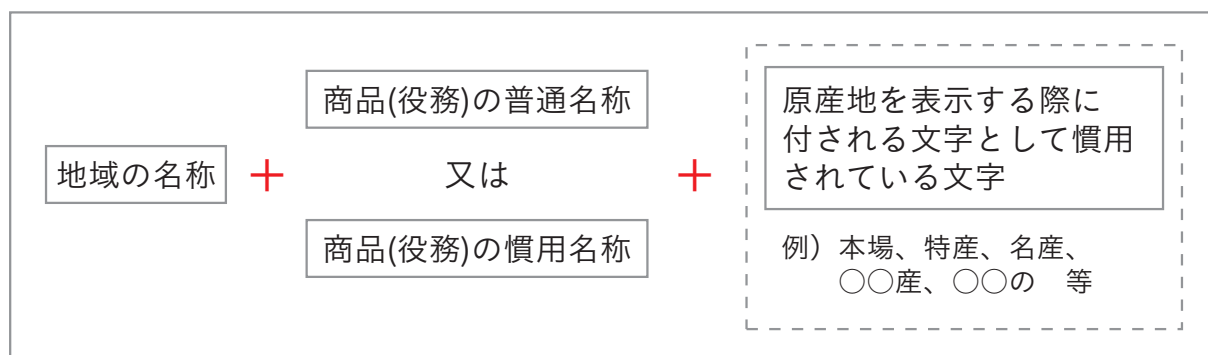
## 5. 地域団体商標に関する取組

### (1) 地域団体商標制度とは

地域名と商品(サービス)名を組み合わせた地域ブランドを、商標権で適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録す

ることができないものとされていた地域名と商品(サービス)名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、模倣品を排除することができるようになった。商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高めることで、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくこと、そして、地域活性化につながっていくことが期待されている。

2-3-5 図【地域団体商標の構成】



### (2) 地域団体商標の登録状況

地域団体商標の登録は、2020年3月末までに679件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」86件、「食肉・牛・鶏」64件、「野菜」64件、「織物・被服・布製品・履物」

63件、「加工食品」71件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い(2-3-6図参照。)

登録件数を都道府県別に見ると、京都府が67件と圧倒的に多く、兵庫県、北海道、石川県、岐阜県と続く(2-3-7図参照。)

2-3-6 図 地域団体商標の産品別登録内訳一覧表

産品別登録内訳一覧表 登録数<sup>※1</sup> 679 件

2020年3月31日時点

|                 |                 |                        |                                |
|-----------------|-----------------|------------------------|--------------------------------|
| 野菜<br>64 件      | 米<br>10 件       | 果実<br>50 件             | 食肉・牛・鶏<br>64 件                 |
| 水産食品<br>49 件    | 加工食品<br>71 件    | 牛乳・乳製品<br>6 件          | 調味料<br>17 件                    |
| 菓子<br>15 件      | 麺類・穀物<br>17 件   | 茶<br>27 件              | 酒<br>13 件                      |
| 清涼飲料<br>1 件     | 植物<br>5 件       | 織物・被服・布製品・履物<br>63 件   | 工芸品・かばん・器・雑貨<br>86 件           |
| 焼物・瓦<br>29 件    | おもちゃ・人形<br>16 件 | 仏壇・仏具・葬祭用具・家具<br>40 件  | 貴金属製品・刃物・工具<br>9 件             |
| 木材・石材・炭<br>15 件 | 温泉<br>46 件      | サービスの提供(温泉を除く)<br>28 件 | 産品別の累計数 <sup>※2</sup><br>741 件 |

(備考) 一登録案件で複数の産品を指定している案件があるため、登録数<sup>※1</sup>と産品別の累計数<sup>※2</sup>は異なる。

(資料) 特許庁作成



2-3-7 図 地域団体商標の都道府県別登録内訳一覧表

都道府県別登録内訳一覧表 登録数※1 679 件

2020年3月31日時点

|      |      |      |      |      |      |      |      |             |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|------|
| 北海道  | 青森県  | 岩手県  | 宮城県  | 秋田県  | 山形県  | 福島県  | 茨城県  | 栃木県         | 群馬県  |
| 34 件 | 11 件 | 6 件  | 6 件  | 11 件 | 11 件 | 9 件  | 4 件  | 8 件         | 9 件  |
| 埼玉県  | 千葉県  | 東京都  | 神奈川県 | 新潟県  | 長野県  | 山梨県  | 静岡県  | 愛知県         | 岐阜県  |
| 8 件  | 16 件 | 20 件 | 9 件  | 13 件 | 9 件  | 7 件  | 27 件 | 19 件        | 30 件 |
| 三重県  | 富山県  | 石川県  | 福井県  | 滋賀県  | 京都府  | 大阪府  | 兵庫県  | 奈良県         | 和歌山県 |
| 15 件 | 12 件 | 34 件 | 18 件 | 12 件 | 67 件 | 11 件 | 38 件 | 11 件        | 13 件 |
| 鳥取県  | 島根県  | 岡山県  | 広島県  | 山口県  | 香川県  | 徳島県  | 高知県  | 愛媛県         | 福岡県  |
| 6 件  | 9 件  | 9 件  | 15 件 | 10 件 | 5 件  | 6 件  | 5 件  | 12 件        | 20 件 |
| 佐賀県  | 長崎県  | 熊本県  | 大分県  | 宮崎県  | 鹿児島県 | 沖縄県  | 海外   | 都道府県別の累計数※2 |      |
| 7 件  | 9 件  | 14 件 | 12 件 | 7 件  | 16 件 | 18 件 | 3 件  | 681 件       |      |

(備考) 一登録案件で複数の都道府県にまたがる案件があるため(栃木、茨城:「本場結城紬」、東京、埼玉:「江戸木目込人形」)、登録数※1と都道府県別の累計数※2は異なる。  
(資料) 特許庁作成

### (3) 地域団体商標の普及啓発・利活用促進のための取組

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している。あわせて、同制度の概要等について説明したパンフレットを配布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

2020年3月には、地域団体商標制度の更なる普及と活用事例の横展開を促すため、地域団体

商標を活用している団体の最新事例を「地域ブランド10の成功物語」として紹介するとともに、「地域ブランド化とは何か」、「地域ブランドの意義と作り方」、「地域団体商標としての権利化の方法」、「地域団体商標の出願相談や外国出願補助金などの支援施策」等を掲載した冊子「地域団体商標ガイドブック」を作成し、説明会等の参加者や、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、地域団体商標を保有する団体等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。



地域団体商標制度パンフレット



「地域団体商標ガイドブック」

また、特許庁では地域団体商標制度の普及と地域団体商標産品(サービス)のブランド力向上を目的として「地域団体商標マーク」を策定している。

地域団体商標マークは、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として、183の団体に活用いただいている(2020年3月末時点)。

本マークは、原則、地域団体商標を保有する

団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみが使用できるため、マークの有無による、第三者産品(サービス)との差別化に役立つとともに、商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権侵害を未然に防止する効果が期待される。



#### ＜地域団体商標マーク＞

全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。

「Local Specialty」の文字は、「**地域の名物**」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表している。

さらに、特許庁では、地元の学生と地域団体商標の権利者がチームを組み、地元の学生が地域団体商標の権利者への取材を通じて、その魅力等を「Instagram® (インスタグラム)」で発信し、今後のビジネス展開等についても発表する「地域ブランド総選挙」を2017年度に九州地域で、2018年度に東海・北陸地域で、2019年度に東北地域で開催した。2020年度は東京で「全国地

域ブランド総選挙」の開催を予定している。

学生と地域団体商標の権利者とのコラボレーションにより地域団体商標の魅力をPRする機会を創出することで、一般消費者及び地域団体商標の取得を検討している団体への制度普及、並びに、地域団体商標の更なる活用促進を図るとともに、地域団体商標の活用を通じた地域経済の持続的な活性化に繋がることが期待される。



2019 年度開催「東北地域ブランド総選挙」  
学生たちによる発表の様子



2019 年度開催「東北地域ブランド総選挙」  
受賞チーム集合写真

## ～地域団体商標を取得し、 歴史ある地域ブランドを守り抜いていく～

■商 標：九谷焼(登録番号：第5027414号)

■権利者：石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会

■指定商品又は役務：石川県旧九谷村に由来する製法により石川県加賀地域において製造された陶磁製のきゅうす・コップ・杯・皿・茶わん・徳利・鉢・湯飲み・わん・つぼ・花瓶及び水盤・香炉

### (1) 市場に出回る模倣品…、ブランドと作り手を守るため地域団体商標取得へ

「九谷焼」と言えば鮮やかな色彩で見る者を魅了する、日本を代表する磁器。国内外で人気が高い一方で、それゆえに市場では常に模倣品が出回り、さらに中国においては無関係の第三者が「九谷焼」の商標登録をしていたため「九谷焼」の名で販売できないという被害も受けていた。こうした状況を危惧した石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会は、消費者に本物の「九谷焼」を安心して買ってもらえるように、そして正しく技術を学び作品を焼き続けている作り手を守るために、2007年1月に「九谷焼」の地域団体商標を取得した。

また、2009年には、地域団体商標を更に効果的に活用していくために金・銀2種類の「商標シール」を制定した。これは同連合会の構成組合員のみで使用が許されるもので、金シールは「製品の素地が石川県内で生産されたもの」、銀シールは「製品の素地が石川県以外で日本国内産のもの」に貼ることができる。これにより他産地で作られた製品との明確な差別化を図ることができ、流通業者や一般消費者も正規品と模倣品を簡単に見分けられるようになった。

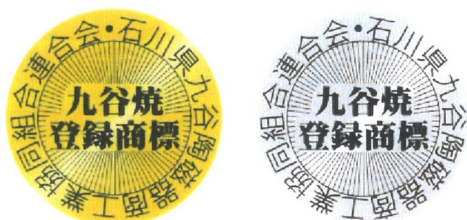
また、地域団体商標取得・活用とあわせて、各地で展示会を行うたびに来場者に正しい知識

を持ってもらえるよう九谷焼の特徴を説明するなど地道なPR活動も実施した。こうした取り組みが功を奏して、「九谷焼」の正しい認識が広まり、現在「九谷焼」の模倣品は大幅に減少した。

### (2) ブランドを守り、未来へチャレンジする体制を強化する

「九谷焼」に対して「高価なもので、普段の暮らしにはなかなか使えない」というイメージを持っている人は多くいる。しかし近年は、若手の作家による新しい「九谷焼」が誕生している。「九谷五彩」による華やかな色彩や、「花詰」「盛」と呼ばれる「九谷焼」ならではの画法を用いながらも毎日の暮らしに取り入れられる器や、ウルトラマンなどのキャラクターをモチーフとした作品も数多く登場している。これまで「九谷焼」に興味関心のなかった消費者との接点となり、新たなファン層を生み出している。

石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会は、伝統を守るだけでなく時代に合わせて発展させていくことも大切と考え、こうした新しい「九谷焼」を作っていく若手作家を支援。地域団体商標を取得し、ブランドの「守り」を固めたことで、未来に対する「攻め」の取り組みにも積極的にチャレンジできる環境が強化された。



九谷焼の大皿



九谷焼の大花瓶



## 6. 商標審査の品質管理

### (1) 品質管理に関する取組

商標課及び商標審査部門では、商標審査の質の維持・向上を図るため、商標課品質管理班にて品質管理施策の企画立案を行い、品質管理庁内委員会にて方針を決定の上、各審査室の管理職等と連携し、品質管理活動を行っている。

#### ①品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容(審査の判断や通知文書の記載等)については審査長等が全件確認している。

#### ②品質検証

##### a.品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2019年度は10名の品質管理官が3,000件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させて

いる。また、担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善に努めている。

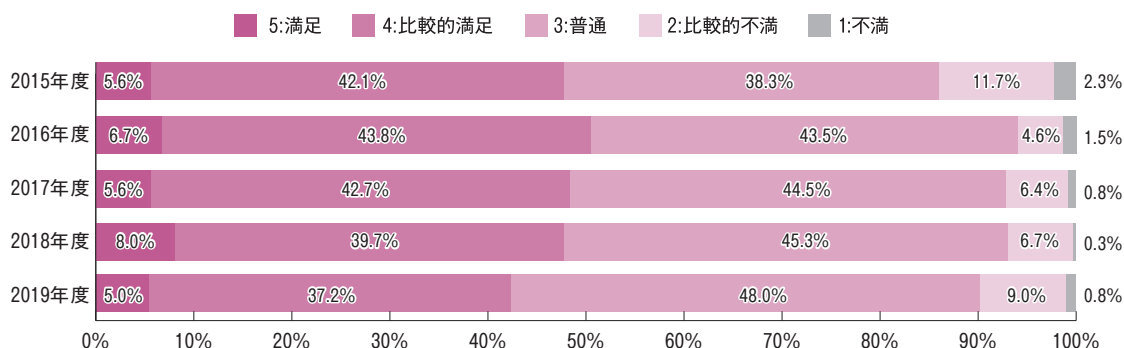
##### b.商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質について改善すべき点を明らかにすべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2019年度は国内企業等420者を対象としたアンケート調査を実施し、「商標審査に関する全体としての質の評価」項目において「満足」、「比較的満足」の回答を合わせた割合は42.2%であった。

### (2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2019年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた<sup>1</sup>。

2-3-8 図 【ユーザー評価調査の結果】  
商標審査に関する全体としての質の評価



<sup>1</sup> [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu\\_shoi/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html)

